

所得税軽減額の例

例えば、課税所得金額500万円の給与所得者が5万円をご寄附いただいた場合、9,600円が確定申告によって還付されます。
 なお、その他の課税の条件により実際の還付額は異なります。

単位（円）

課税所得額 (年間)	税率	寄附金額(年額)							
		1万円	3万円	5万円	10万円	20万円	30万円	50万円	100万円
300万円	10%	800	2,800	4,800	9,800	19,800	29,800	49,800	99,800
400万円	20%	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
500万円	20%	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
600万円	20%	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
700万円	23%	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
800万円	23%	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
900万円	23%	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
1000万円	33%	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340
1500万円	33%	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340
2000万円	40%	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200

※その年の所得が給与所得のみであった場合の課税所得金額を前提としています。

※表内の還付金額は、給与所得者が年末調整後に確定申告した場合で、本学にのみご寄附いただいた場合を前提としています。

※課税所得金額とは、給与所得金額（給与収入金額－給与所得控除額）から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の所得控除額の合計を差引いた金額です。

※控除の対象となる寄附金額は、給与所得金額（総所得金額）の40%が上限です。

※所得税の税率は、平成28年4月1日現在の法令によります。